

トヨタレンタカー貸渡約款 新旧対照表
(2024年4月1日 施行)

条項	新条文	旧条文	変更の趣旨
第34条（同意解約） 第1項 第3項 ※新規追加	<p>借受人は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡から返還までの期間に対応する貸渡料金と解約手数料を合計した金額を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。</p> <p><u>3 前項の定めにかかわらず、借受人が旅行代理店経由の予約に基づき貸渡契約を締結した場合は、解約手数料は、「予定借受期間に対応する貸渡料金」から「貸渡から返還までの期間に対応する貸渡料金」を控除した金額、又は5,500円のいずれか低い金額とします。</u></p>	<p>借受人は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡から返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。</p>	<p>旅行代理店経由の予約における中途解約手数料の算出方法を追記しました。</p>
第41条(約款及び細則の掲示等)	<p>当社は、約款等を以下のいずれかの方法により借受人に対して示します。</p> <p><u>① 当社の営業店舗において公衆の見やすいように掲示(ディスプレイ等の電子機器に表示させることを含みます。)</u></p> <p><u>② ウェブサイト等に見やすいように掲載</u></p> <p><u>③ 書面(電子メール等の電磁的方法を含みます。)の提示</u></p> <p>また、当社の発行するパンフレット、料金表等により、約款等の概要を借受人に提供するものとします。これを変更した場合も同様とします。</p>	<p>当社は、当社のホームページなどで事前に告知したうえで、約款及び細則を改訂し、又は約款の細則を別に定めることができるものとします。</p> <p>2 当社は、この約款及び細則を改訂し又は別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表及びホームページ上にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。</p>	<p>約款掲示の方法を変更しました。</p>